

# 入札説明書

## (自動証明写真機設置に係る行政財産の貸付募集要項)

はじめに (自動証明写真機設置事業者の募集にあたって)

茅ヶ崎市役所に設置する自動証明写真機の事業者を以下のとおり募集します。

茅ヶ崎市 (以下「市」という。) では、自動証明写真機の事業者を一般競争入札によって選定し、公共施設の利便性向上を図るとともに、市有財産を有効活用した自主財源の確保に努めるものです。

入札への参加を希望される方は、本入札説明書のほか、別紙仕様書 (自動証明写真機設置に係る行政財産の貸付) (以下「仕様書」という。) 及び別紙市有財産賃貸借契約書 (案) (以下「契約書」という。) 等を確認し、内容を承知したうえで参加してください。

### 1 貸付物件の概要

#### (1) 物件の情報

所在地	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
貸付場所	茅ヶ崎市役所本庁舎1階 市民ふれあいプラザ東側
貸付面積	1. 925㎡ (1. 1m×1. 75m)
貸付用途	自動証明写真機設置場所

#### (2) 物件の状況

施設名称 茅ヶ崎市役所

開庁時間 平日の午前8時30分～午後5時まで

※本庁舎1階の一部窓口は、毎月第2・第4土曜日の8時30分から12時まで開庁しています。

### 2 入札参加資格

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たすことが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 茅ヶ崎市指名停止等措置基準 (平成12年2月1日施行) に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 公告の日に、茅ヶ崎市に納付すべき税の納付義務を有する者にあつては、これらの滞納がない者であること。
- (4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例 (平成23年茅ヶ崎市条例第5号) 第2条第2号から第5号までに該当する者でないこと及び同条例第7条に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者 (法人その他の団体にあつてはその役員 (業務を執行

する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者をいう。)でないこと。

(5) この公告の日前5年の間に自ら管理運営する自動証明写真機を国(法律により特別の設立行為をもって設立された公団等を含む。)又は地方公共団体へ設置し、履行期間を終了した実績を有する者であること。

### 3 貸付条件等

#### (1) 貸付期間

令和4年5月1日から令和7年4月30日まで(3年間)とし、貸付契約の更新は認めないものとします。

#### (2) 用途

自動証明写真機の設置に限ります。

#### (3) 契約方法

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付として賃貸借契約を締結します。

#### (4) 貸付料

ア 行政財産の貸付に係る貸付料は、手数料と基礎額の合計とします。

①手数料…設置した機器の売上額に入札により決定した料率を乗じた金額

②基礎額…121,065円(3年間の建物使用料相当額)

イ 貸付料の納付額及び納付の期限は、以下のとおりです。

貸付期間	貸付料	金額	納付期限
令和4年5月1日～令和5年3月31日	基礎額	37,004円	令和4年6月1日
	手数料	令和4年度の総売上額×手数料率	令和5年5月1日
令和5年4月1日～令和6年3月31日	基礎額	40,429円	令和5年5月1日
	手数料	令和5年度の総売上×手数料率	令和6年5月1日
令和6年4月1日～令和7年3月31日	基礎額	40,318円	令和6年5月1日
	手数料	令和6年度の総売上×手数料率	令和7年5月1日
令和7年4月1日～令和7年4月30日	基礎額	3,314円	令和7年5月1日
	手数料	令和7年度の総売上×手数料率	令和7年6月2日

#### (5) 費用負担

次の費用は、事業者の負担とします。

ア 機器一式の購入費、設置工事費、維持管理費、修繕費、運用及び撤去に要する一切の費用

イ 機器の運用に係る電気使用料(事業者で機器に電気使用量計測メーターを設置し、年度末の基準日に検針を行い、使用電力量を確認した上で、電気使用料金を算定します。事業者は、消費電力に応じた実費相当分を、本市が発行する納入

通知書により、指定する期限までに全額納入してください。）

(6) 機器仕様及びその他の条件

機器の仕様及びその他の条件については、仕様書及び契約書のとおりとします。

4 一般競争入札参加申込書類の提出

入札参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書類を提出しなければなりません。期限までに申込書類を提出しない者は、本入札に参加することができません。

参加資格確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書により、今般の競争入札参加資格の有無について通知します。なお、資格がないと認めた場合、その理由を付して通知します。

(1) 入札参加申込書類の提出期間

期間：令和4年2月28日（月）から 令和4年3月11日（金）まで（ただし、土・日・休日は除く）

時間：午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 一般競争入札参加申込書類の提出方法及び提出場所

一般競争入札参加申込書類に必要事項を記載し、茅ヶ崎市財務部資産経営課（茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所本庁舎5階）まで持参してください。なお、郵送、電話、ファクシミリ及び電子メールなどによる受付はいたしません。

(3) 提出書類（一般競争入札参加申込書類）

ア 一般競争入札参加申込書

イ 暴力団排除条例にかかる誓約書

ウ 証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

①個人の場合

身分証明書（写し）

②法人の場合

登録事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）

エ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）

オ 茅ヶ崎市に納付すべき税の納付義務を有する者にあつては、市民税の納期限が到来している直近の納税証明書又は領収証書の写し

カ 過去5年以内に自ら管理運営する自動証明写真機を国（法律により特別の設立行為をもって設立された公団等を含む。）又は地方公共団体へ設置し、履行期間を終了した実績を証する使用許可書又は契約書の写し

(4) 参加資格確認結果の通知

令和4年3月14日(月)にファクシミリにより通知します。

なお、本書については、同日郵送します。

(5) 無資格理由に関する質問の提出

ア 提出書類 質疑応答書 1部

イ 提出方法 持参

ウ 提出場所 茅ヶ崎市財務部資産経営課資産経営担当

(茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所本庁舎5階)

エ 提出期間 令和4年3月15日(火)まで

オ 提出時間 午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(6) 無資格に関する質問の回答

令和4年3月16日(水)にファクシミリにより回答します。

なお、本書については、同日郵送します。

(7) 入札説明書に関する質問

ア 提出書類 入札説明書に関する質問

イ 提出方法 持参、ファクシミリ又は電子メール

(shisankeiei@city.chigasaki.kanagawa.jp)

なお、ファクシミリ又は電子メールで提出した場合は、必ず電話(0467-82-1111)で、送信されたことを連絡してください。

ウ 提出場所 茅ヶ崎市財務部資産経営課

エ 提出期間 令和4年2月28日(月)から令和4年3月4日(金)まで

オ 提出時間 午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(8) 入札説明書に関する質問の回答

令和4年3月8日(火)午後5時までに市ホームページに掲載します。

5 入札保証金

入札保証金は免除します。

6 入札書記載金額

(1) 入札書に記載する金額は、売上価格100円に対する手数料の税抜金額と売上金額に乘じられる手数料率(税込)を併記してください。落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満切り捨て)をもって落札価格とします。契約にあたっては、落札価格ではなく、入札書に記載いただいた手数料率(税込)を契約書に記載します。

(2) 入札書に記載する手数料(税抜)は、小数点二位まで記載をお願いします。

(3) 入札書に記載する手数料率（税込）は整数で記載をお願いします。

～入札書記載例～

例：売上額 100 円に対し、手数料率 30%（税込）を設定する場合  
入札書記載額 27.27 円（税抜）  
手数料率 30%（整数で記載）

なお、手数料率の消費税相当分については、契約締結時点での税率によるものとします。契約期間中に消費税及び地方消費税の改定があった場合でも、手数料率の改定は行いません。

## 7 入札

- (1) 入札は所定の入札書を使用します。入札書を封筒に入れ封印し、物件名称、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。
- (2) 入札書には、黒色のボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。  
なお金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 金額はアラビア数字を使用してください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 代理人が入札を行う場合には、貸付物件ごとに所定の委任状を入札執行前に提出してください。
- (7) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。  
(茅ヶ崎市契約規則第9条関係)
  - ア 入札参加資格のない者が行った入札
  - イ 入札書記載の金額その他が不明確な入札
  - ウ 同一事項に対して2通以上行った入札
  - エ 他の入札人の代理人又は数人が共同して行った入札
  - オ 入札書に記名押印しないで行った入札
  - カ 委任状を提出しない入札代理人が行った入札
  - キ その他入札に関する条件に違反した入札
- (8) 入札参加者の事前公表は行いません。

## 8 入札の基本事項

- (1) 入札参加申込をされた方は、(5) 入札日時及び(6) 入札場所に記載する日時及び場所において入札書を提出していただきます。

この入札に参加されない場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、郵送、ファクシミリ及び電子メールなどでの提出は受付いたしません。

- (2) 入札書を(5)入札日時及び(6)入札場所で開札し、貸付物件に対し、本市が定める予定価格以上の金額をもって有効な入札を行った者のうち、最も高い金額を提示した者を落札者とします。

なお、最高金額で入札した者が辞退した場合は、次点の者を落札者とします。

また、最高金額の入札が2者以上ある場合は、「くじ」により決定します。

その際、同価入札した者は全て「くじ」を引かなければならず、「くじ」を辞退することはできません。

- (3) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとします。

- (4) 入札の結果、落札者がいない場合は、直ちにその場で再度入札を行います。

- (5) 入札日時

令和4年3月18日(金) 午後2時

(受付は、午後1時50分から行います。)

- (6) 入札場所

茅ヶ崎市役所 本庁舎5階 入札室 (茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号)

- (7) 入札時に持参する書類

ア 一般競争入札参加資格確認通知書

イ 入札書及び封筒

ウ 委任状(代理人の方が入札される場合)

- (8) 入札結果については、落札者の決定後、落札者名及び入札参加者数等を公表します。

## 9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

## 10 契約保証金

契約保証金を免除します。

## 11 契約の締結

- (1) 決定者は、速やかに市有財産借受申込書を提出してください。

- (2) 契約書を作成次第、市より連絡します。

- (3) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。

- (4) 貸付契約は、入札参加者名義で行います。

(5) 契約の締結は令和4年3月25日(金)までに行います。

(6) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負いません。

## 1.2 貸付料の納付

貸付料は、本市の発行する納入通知書により、指定する期限までに基礎額及び手数料に分け、全額納入していただきます。

## 1.3 問合せ先

住 所 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市財務部資産経営課資産経営担当(担当:保田、岩澤、酒井)

電話番号 0467-82-1111(内線2571~2572、2576)

ファクシミリ番号 0467-87-8118

電子メール shisankeiei@city.chigasaki.kanagawa.jp

以上